

商工会は、「経営の改善」を応援いたします

あわらし商工会では、これから開業を目指す方や経営の改善を図る方々を色々な角度から応援しています。

1 創業支援

創業を目指す方や新規事業展開を模索している方々に必要な様々な基礎知識や専門家のアドバイス等を始めとした各種支援を行います。

2 ISO認証取得支援

●ISO9001(品質マネジメントシステム)

商品・サービスの品質に関する国際標準規格

●ISO14001(環境マネジメントシステム)

企業活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格

■取得のメリット

経営改善・顧客からの信頼感の向上・企業イメージ向上・コスト削減・環境リスク回避、等が図られます

■商工会が行う支援

- ・導入相談（無料）・・・導入に関するご質問にお答えします
- ・取得・継続支援（有償）・・・認証取得に向けたコンサルティングと取得後の維持・更新の支援を行います



3 ビジネスプラン提案支援

厳しい経済環境が続く中、企業を将来にわたって発展・成長させていくため、経営課題の解決や新たなビジネスアイデア実現の支援を行います。

4 リスクマネジメント支援

企業を取り巻くリスクは多種多様、しかもそのリスクに対する代償は益々高額化する傾向にあり、今後の企業経営には損失のリスクをコストとして捉える考えをもつ必要性があります。そこで、企業の抱える様々なリスクを調査分析し、改善策を提案(有料)いたします。

- ・ヒューマンリソースマネジメント支援（人材・組織診断）
- ・保険証券契約分析 ・総合リスクマネジメント診断
- ・ドライバーズリソースマネジメント支援（運転特性診断）

詳細について、お気軽にあわらし商工会にお問合せください。

本所TEL73-0248

芦原支所TEL78-6311

経営革新のポイント

最近、「経営革新」という言葉をよく耳にすることがあるかと思います。
今回は、「**経営革新計画**」についてご説明いたします。

最近の企業経営は、消費者ニーズの多様化・価格競争の激化・情報化および国際化の進展等、中小企業を取り巻く経営環境が大きく変化している中、商品・サービス等の高品質化・市場指向性の向上といった経営課題がより一層重要となっています。

このような経済的環境の変化に対応し、将来にわたって企業を発展・成長を促進するため、**中小企業新事業活動促進法**があります。

法律による計画内容は、

- 1 新商品の開発又は生産
- 2 新役務の開発又は提供
- 3 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- 4 役務の新たな提供の方式の導入



などの**新たな事業活動を行う**ことにより、その**経営の相当程度の向上を図る**ことを言います。

経営革新を促進する法律の支援を受けるには、

1 経営革新計画の作成

- ・事業の計画期間は、3年～5年間
 - ・経営目標として、5年計画で付加価値額の伸率が15%かつ経常利益の伸率が5%以上であること(4年で12%以上・4%以上、3年で9%以上・3%以上)
- [付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費]
[経常利益 = 営業利益 - 営業外費用]

2 経営革新計画承認申請書を県に提出

3 計画の県承認

4 各種支援措置

- ① 低利融資制度 (政府系金融機関・県制度融資)
- ② 設備投資減税・同族会社の留保金課税の停止措置
- ③ 県信用保証協会による信用保険の特例
- ④ 補助金・高度化融資制度
- ⑤ 設備導入資金制度・投資育成制度の特例
- ⑥ 販路開拓支援措置
- ⑦ 特許関係料金減免制度

商工会では、「創業」や「ビジネスプラン(中期経営計画)策定」・「経営革新計画の承認」を支援しています。 (シニアアドバイザーセンター事業)

担当者による窓口相談と専門家による特別窓口相談を設けています。

- ・窓口相談は常時受付しています。
- ・**特別窓口相談は、7月19日芦原支所にて・8月17日本所にて開催します。**
(各午後1時～5時まで、事前に申込ください。)

あわら市商工会 本 所 TEL 73-0248・芦原支所 TEL 78-6311

商工会会員旅行

とき：9月3日(日)～4日(月)
南紀の名湯・白浜温泉と世界遺産・高野山の旅

期 日	行 程
9月3日 (日)	商工会芦原支所 —— 商工会本所 —— 和歌山マリーナシティ・黒潮市場 (昼食) —— 6:00出発 6:15出発 11:00～13:00 —— 梅干専門店 —— 千畳敷 (白浜の絶景ポイント) —— 白浜温泉 (泊) 14:15～14:45 15:15～15:45 16:00頃  
9月4日 (月)	白浜温泉 —— 高野龍神スカイライン (1,000mの峰々を縦走) —— 8:00出発 世界遺産・高野山 (奥の院・数十万基の墓碑・灯籠堂、金剛峯寺、昼食) —— 商工会本所 —— 商工会芦原支所 11:15～14:00 20:20頃着 20:40頃着  

定員 120名 (申込み順)
 対象者 商工会の会員及びその家族・従業員
 参加費 20,000円 (商工会員1名)
 但し、会員の家族等、2人目からは30,000円になります。

申込み 商工会本所まで (住所・氏名・年齢) TEL73-0248

※行程については、多少変更になる場合もありますので、予めご了承ください。

優れたものづくり技術を有する福井の企業情報 「実は福井」の 技 工業製品 (技術) 募集!

募集期間：7/31まで

県では、県内企業の新事業展開を支援するため、優位性のある技術や世界に通用する技術を有する企業情報等を収集し、広く全国に向けて発信する「実は福井」の技 発見事業を実施します。

結果は、冊子やホームページ作成などにより県内外に積極的にPRしていきます。

1. 対象企業

県内に事業所を有する工業製品の製造業及びソフトウェア業で次の条件のいずれかを満たす企業

- ・優れた技術を有し、製品におけるシェアがナンバーワン若しくは上位であること
- ・オンリーワン技術を有し、自社又は他社の製品に利用されていること

2. 募集方法等

工業製品 (技術) 単位で応募 (複数応募可能)

応募表：ホームページからダウンロードして下さい

応募先およびお問合せ先

福井県産業労働部地域産業・技術振興課
産学官連携推進室

福井市大手3丁目7-1 TEL 20-0374

「省エネ法」改正のポイント

「省エネ法」が改正されました。(18年4月施行)

地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネルギー需給の逼迫化等、最近のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、工場・事業場等における対策を強化する等の措置を講じるものです。

改正のポイント

- ・従来分けていた熱との管理について、昨今の工場・事業場における実態を踏まえ、一体的に管理するよう改正
- ・結果として、指定工場裾切り値を事実上引下げ、対象工場・事業場数を拡大
- ・登録調査機関による確認調査制度の創設 (同機関の確認調査を受けた場合において、定期報告の提出等を適用除外)



工場・事業場に係る措置

事業者の努力義務・判断基準の公表

- ・従来の熱・電気の区分を廃止。熱と電気を一体管理し、合算した量 (原油換算) で裾切り基準等を適用。

1. 第一種エネルギー管理指定工場 (エネルギー使用量3,000k/年以上)

- ・エネルギー管理者の選任義務
- ・中長期計画の提出義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告
←判断基準に照らし著しく不十分であるとき大臣の指示、公表、命令 (罰則)

2. 第二種エネルギー管理指定工場 (エネルギー使用量1,500k/年)

- ・エネルギー管理員の選任義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告
←判断基準に照らし、著しく不十分であるとき、大臣の勧告

※事業所の「燃料」と「電気」・「熱」の使用量をご確認ください。
 商工会では、省エネルギー対策を支援しております。